

## **[事案 28-181] 入院給付金支払請求**

・平成 29 年 3 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

3 回の入院に対し、入院給付金の請求をしたところ、全部または一部期間について、給付金支給が拒否されたことから、不支給期間の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、3 回の入院について、不支給となった期間の入院給付金を支払ってほしい。

- (1)変形性脊椎症等による入院（入院 1）の入院給付金は、老後の申立人の貴重な生活資金であり、貯えや年金のない申立人には大切なものである。
- (2)左足関節捻挫等による入院（入院 2）については、担当医師の治療計画に従ったものであり、内科・歯科医に行くための外出は、担当医師の許可を受けている。入院している病院からは血圧降下剤を出してもらえず、友人に依頼しての介助・付き添いをともなった外出である。
- (3)腰部脊柱管狭窄症による入院（入院 3）については、腰を動かすと痛いだけでなく、腰の周囲から足先にかけて痺れがあった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院 1 については、治療は点滴による痛み止めのみであり、入院を要する治療は実施されておらず、日常生活動作にも特に制限はなかった。
- (2)入院 2 については、入院を要する治療は実施されておらず、自力歩行にて長時間の外出が可能となった日以降の入院については、自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念する必要があったとは認められない。
- (3)入院 3 については、入院を要する治療は実施されておらず、日常生活動作にも特に制限は無く、痛みが軽減し、連日の外出が可能となった日以降の入院については、自宅等での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念する必要があったとは認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院の必要性に関する判断のため、独自に外部の医師の意見を求めて、審理の参考にした。なお、申立人に対する事情聴取は、申立人が二度にわたり無断欠席したため、実施できなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、提出された医療記録等からは、給付金不支給期間の入院については、いずれも約款に定める「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。